

## 共同事業体協定書（例）

### （目的）

第1条 当共同事業体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

（1）春日井市発注に係る春日井市営住宅等維持管理・修繕等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

（2）前号に附帯する業務

### （名称）

第2条 当共同事業体は、○○共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

### （成立の時期及び解散の時期）

第3条 当事業体は、 年 月 日に成立し、本業務の委託契約の委託期間終了後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 本業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

### （構成員の住所及び名称）

第4条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○○○株式会社

### （代表者の名称）

第5条 当事業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

### （代表者の権限）

第6条 当事業体の代表者は、本業務の実施に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、応募、契約締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

### （構成員の業務）

第7条 各構成員の業務は、次のとおりとする。ただし、各構成員が担当する業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて担当する業務の変更があるものとする。

○○○○株式会社：

担当業務 ○○○

○○○○株式会社：

担当業務 ○○○

### （運営委員会）

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

### （業務責任者）

第9条 当事業体は、代表構成員の中から、本業務の実施に関する業務責任者を選出し、本業務に係る指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者)

第 10 条 当事業体の各構成員の代表者は、業務責任者とともに本業務の実施業務に従事する業務担当責任者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 当事業体の取引金融は、○○銀行○○支店とし、当事業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 当事業体の構成員がその担当する本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(事業途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本業務が完了する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 15 条 構成員のうちいづれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の担当する業務を実施するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 16 条 当事業体が解散した後においても、本業務につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員が共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 17 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社他○者は、上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠として本書○通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有し、1 通を発注者に提出する。

年　　月　　日

○○県○○市○○町○○番地  
○○○○株式会社  
代表取締役　○○　○○　印

○○県○○市○○町○○番地  
○○○○株式会社  
代表取締役　○○　○○　印